八　薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
九　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）
十　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）
十一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）
十二　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）
十三　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）
十四　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）
十五　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）
十六　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）
十七　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）

第五条の五の八　法第四十六条の六の四において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条（第二項を除く。）及び第八十九条の規定を準用する場合においては、法第四十六条の六の四の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条、第八十条及び第八十二条中「代表理事」とあるのは、「理事長」と読み替えるものとする。

（社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事に関する技術的読替え）

第五条の五の九　法第四十六条の七の二第一項において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の理事会について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十一条から第九十八条まで（第九十一条第一項各号及び第九十二条第一項を除く。）の規定を準用する場合においては、法第四十六条の七の二第一項の規定によるほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十五条第三項中「代表理事」とあるのは「理事長」と、同法第九十八条第一項中「、監事又は会計監査人」とあるのは「又は監事」と読み替えるものとする。

（社団たる医療法人の理事又は監事及び財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任に関する技術的読替え）

第五条の五の十　法第四十七条の二第一項において法第四十七条第一項の社団たる医療法人の理事又は監事の責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定を準用する場合においては、法第四十七条の二第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号イ及びロ	代表理事	理事長
第百十三条第一項第二号ロ(3)	使用人	職員
第百十三条第一項第二号ハ	、監事又は会計監査人	又は監事
第百十四条第一項	監事設置一般社団法人（理事が二人以上ある場合に限る。）	社団たる医療法人
	理事（当該責任を負う理事を除く。）の過半数の同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議

第百十四条第二項	限る。）についての理事の同意を得る場合及び当該責任の免除	限る。）
第百十四条第三項	同意（理事会設置一般社団法人にあっては、理事会の決議）	理事会の決議
第百十五条第一項	代表理事、代表理事以外の理事であって理事会の決議によって一般社団法人の業務を執行する理事として選定されたもの	理事長
	使用人	職員
	、監事又は会計監査人	又は監事
	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十五条第二項	非業務執行理事等	非理事長理事等
	使用人	職員
第百十五条第四項	非業務執行理事等が任務	非理事長理事等が任務
第百十五条第四項第三号	第百十一条第一項	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十七条第一項
	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十五条第五項	非業務執行理事等	非理事長理事等
第百十六条第一項	第八十四条第一項第二号	医療法第四十六条の六の四において準用する第八十四条第一項第二号

2　法第四十七条の二第一項において法第四十七条第四項において準用する同条第一項の財団たる医療法人の評議員又は理事若しくは監事の責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十二条から第百十六条までの規定を準用する場合においては、法第四十七条の二第一項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十三条第一項第二号イ及びロ	代表理事	理事長
第百十三条第一項第二号ロ(3)	使用人	職員
第百十三条第一項第二号ハ	理事	評議員又は理事
	、監事又は会計監査人	若しくは監事
第百十三条第三項	理事の	評議員又は理事の